

申請すると10万円を受け取れます!

特別定額給付金について

問 政策秘書課 ☎56-0600 記事ID 14528
HPを見る



- 給付対象者 ▶ 基準日(2020年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている人
- 受給権者 ▶ 給付対象者の属する世帯の世帯主
- 給付額 ▶ 給付対象者1人につき10万円

申請方法 申請期間: 5月25日(月)～8月25日(火) (当日消印有効)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)と(2)を基本とします。

(1) 郵送

給付対象者の属する世帯の世帯主宛てに申請書を5月22日頃から順次、郵送します。郵送された申請書に振込先口座等の必要事項を記入し、本人確認書類の写しと振込先口座の確認書類とともに返信用封筒で返送してください。



(2) オンライン申請 (マイナンバーカード所持者のみ)

マイナポータルから振込先口座等を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(本人確認書類のアップロードは不要)



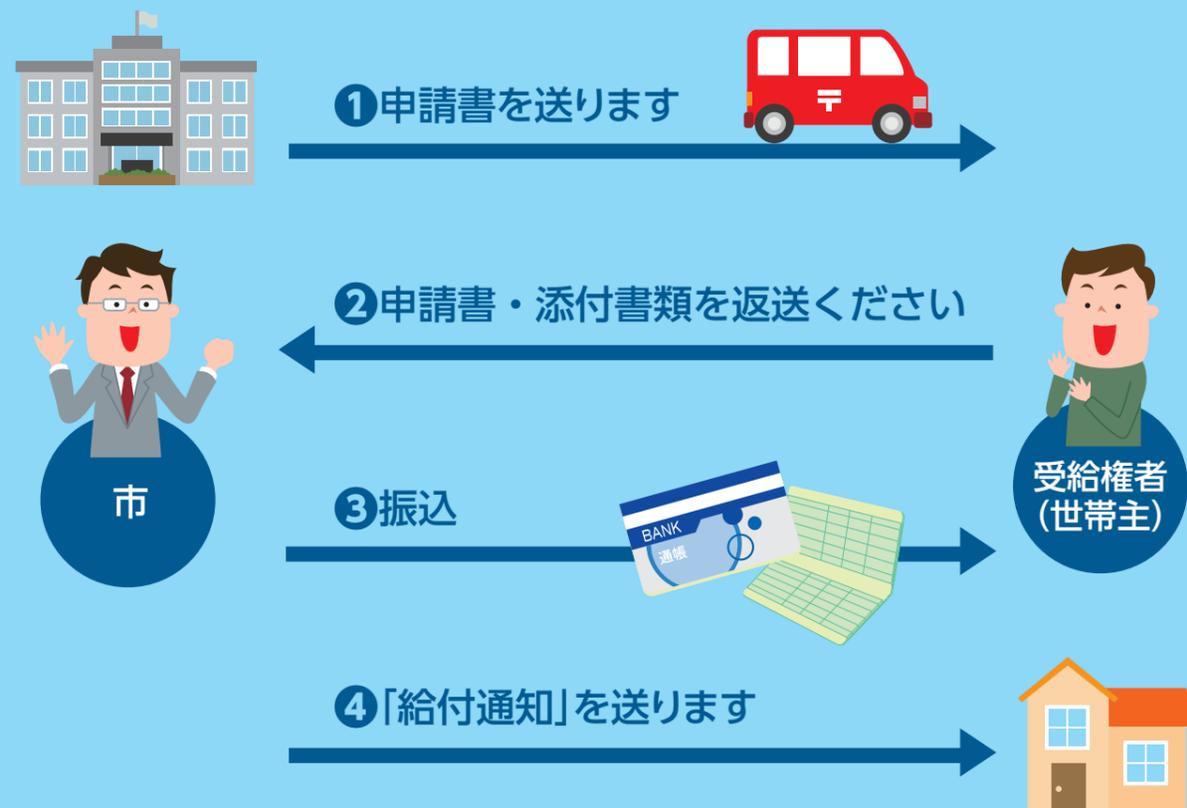
マイナンバーカードの申請についてはこちら
受け取りまで1か月半程度かかります。



給付方法 給付時期: 6月上旬から順次

感染拡大防止の観点から、給付は、原則として申請者本人名義の銀行口座へ振込みます。

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している人への支援についてはこちら



給付金の詐取にご注意ください!

絶対に教えない!

渡さない!



- 市区町村や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省などをかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、市役所や愛知警察署(0561-39-0110)または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。